

認証事業者の違反の区分及び登録認証機関の対応の基準

注記：ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法においては、格付が無いため、適合と読み替えることとする。

1. 認証の取消し

①認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。又は、認証の技術的基準に適合するため必要な措置を講ずるまでに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。

②認証事業者に係る認証事項が技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれるとき、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するための措置を講ずるまでの間、格付の表示を付してある農林物資の出荷及び格付(の表示)業務を停止することを請求したにもかかわらず、当該認証事業者が、正当な理由がなくてこの請求に応じないとき。

③その他省令で規定された事項。

2. 格付等の停止

①JAS法の規定に違反したとき(故意又は重大な過失を除く)

②認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1年以内に認証の技術的基準に適合することが見込まれるとき。

認証事業者に処分を行った時の対応の基準

1. 認証を取り消したとき

- ・1年間は申請を受付けないこととする。
- ・再認証の際は、新規の認証申請と同様に扱う。審査にあたっては、認証取消しの原因となった違反事項に対する原因究明、再発防止策及び是正されたシステムの有効性について重点的に審査する。
- ・再発の危険がないと判断された場合は再認証する。

2. 格付等を停止させたとき

- ・格付業務再開の際は、違反事項を是正するために実施した処置、違反事項に対する原因究明及び再発防止策についての是正報告書を提出させる。
- ・再審査を行い、是正されたシステムの有効性を審査する。
- ・再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開させる。

3. 是正要求をしたとき

- ・不適合事項を是正するために実施した処置、不適合事項に対する原因究明及び再発防止策についての是正報告書を提出させる。
- ・再審査を行い、是正された内容について審査する。

4. 格付の表示の除去又は抹消

- ・すでにJASマーク表示がされている商品について、JAS規格に適合しないことが明らかになった場合は、JASマークの除去又は抹消を求める。